公益社団法人日本分析化学会
役員の報酬並びに費用に関する規程

Ref No. A006A

（目的及び意義）

第１条 この規程は、公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）定款第34条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18 年法律第48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条 役員は、無報酬とする。ただし外部理事・外部監事および常勤の理事については、理事会で決定された額を報酬として支給することができる。

（費 用）

第４条 役員には、理事会等の出席に要する費用として、会員等旅費規程に従い旅費を支給することができる。

（公 表）

第５条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 正）

第６条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

（補 則）

第７条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

１ この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（2011年10月18日制定）
（2013年２月15日一部改訂）
（2022年6月29日一部改訂）
（2025年2月18日改訂）